

# ご存じですか 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供しています。学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性に配慮し、学校と連携・協働しながら支援を行っています。

放課後等デイサービスで行われるサービスは次のとおりです。

## ▶サービス内容

- ・自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・創作的活動、作業活動
- ・地域交流の機会の提供
- ・余暇の提供

▶対象 学校教育法に規定している学校(幼稚園および大学を除く)に就学している障害児

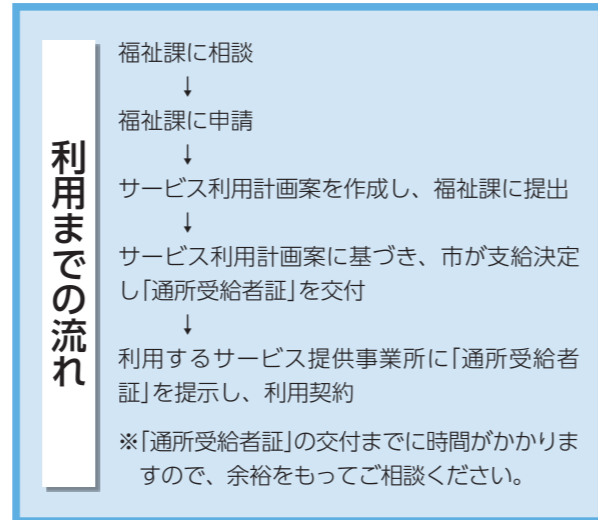
▶費用 サービス利用料の1割を自己負担※世帯の所得により月額負担上限額0円～37,200円が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割28万円(注)未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

(注)収入がおおむね890万円以下の世帯が対象となります。

## ▶利用手続き

サービス利用計画の作成および「通所受給者証」が必要になります。事前に下記窓口にご相談ください。



## サービス提供事業所一覧

設置者	施設名	住所	電話番号
(特非)CILひこうせん	学童クラブ きらきら	栄町22-5	555-1100
(特非)CILひこうせん	ぴーす	佐間2-1-19	598-4685
(福)福潤の会	レイズアップ	前谷505-3	594-6113
合同会社シティーサポート	行田サポートほほえみ	門井町1-7-1 ローザサマンサ1-A	556-1644

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線265・266)

## シルバー人材センターからのお知らせ

公益社団法人行田市シルバー人材センターでは、60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。

「地域に貢献したい」「健康で生きがいのある生活を送りたい」と思っている方、同センターの会員になりませんか。

▶入会説明会 毎月第1・3木曜日の午前10時から同センター(旭町13-24)

また、次のような仕事を受け付けていますので、気軽にご連絡ください。

- ▶仕事例 刃物研ぎ、植木の剪定、草取りや草刈作業、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、塗装、各種受け付け、観光ガイド、その他軽作業など

▶問い合わせ 同センター ☎ 556-5221



## 平成27・28年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請を受け付けます

市が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査における申請を県および県内63自治体と共同で受け付けます。

### ▶申込方法

【新規申請】

9月12日(金)～10月10日(金)に郵送

【更新申請】

10月14日(火)～11月14日(金)(建設工事のみの場合は11月28日(金)まで)に埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送

▶郵送先 埼玉県入札審査課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1)※持参不可

### ▶入札参加資格有効期限

平成27年4月1日～平成29年3月31日

▶その他 詳細は市または県ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 契約検査課契約担当(内線213・214)

# 子供たちの幸せのために

子育てを応援するため、児童扶養手当などの各種制度を設けています。本制度の利用に当たっては、所得制限や年齢制限がありますのでご注意ください。

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。新たに申請する場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

### 【児童扶養手当の受け付け】

児童扶養手当を受給している方および支給停止となっている方に、「現況届の提出について」の書類を郵送しました。必要事項を記入の上、同課に提出してください。提出後、再算定を行い支給額を決定します。

▶申請日時 8月4日(月)～29日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

## 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

### 【特別児童扶養手当現況届の受け付け】

特別児童扶養手当を受給している方に、「現況届の提出について」の書類を8月上旬に発送します。必要事項を記入の上、同課に提出してください。

▶申請日時 8月11日(月)～9月10日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

※児童扶養手当・特別児童扶養手当いずれも、申請を受け付けた翌月分から支給の対象となります。

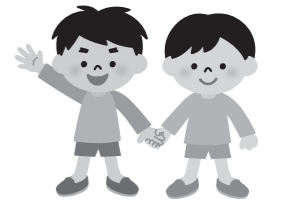
## ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母、または父母の双方がいない義務教育就学中の子どもを養育している方などに支給する手当です。

## ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)と子どもに対し、医療費の一部を支給する制度です。なお、申請を受け付けた日から支給の対象となります。

▶問い合わせ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等児童養育手当については、同課子育て支援担当(内線262)、ひとり親家庭等医療費支給については、保険年金課医療担当(内線226)



## 「認知症サポーター養成講座」を受講しませんか

「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、協力する応援者です。認知症の基礎知識を習得し、地域で支えるサポーターになりませんか。

▶受講時間 1時間30分

▶場所 受講者が希望する会場に講師が直接伺います。

▶受講料 無料(テキスト代など一部自己負担あり)

▶その他 受講者には「オレンジリング」(認知症を支える方の目印)と「埼玉県認知症サポーター証」を差し上げます。

▶申し込み・問い合わせ 複数名(1人での受講は不可)で直接または電話で高齢者福祉課地域支援担当(内線278)



## 浮き城先生を募集します

市では、少人数学級実施に当たり、子どもが好きで教えるのが大好きな先生を募集します。

▶募集人数 市内の小・中学校に常勤する教諭…20人程度※学級編制により変動あり

▶募集要件 小・中学校の教員免許状を取得している方(平成27年3月31日までに当該免許を取得見込みの方も可)で、昭和54年4月2日以降に生まれた方

▶募集要項 市ホームページからダウンロードしてください。学校教育課または人事課でも配布します。※郵送希望の場合は140円切手を貼り、郵便番号と宛先を明記した返信用の角型2号封筒を同封の上、学校教育課(〒361-0052 行田市本丸2-20)まで

### ▶応募締め切り

【窓口受付】10月9日(休)午後5時まで

【郵送受付】10月9日(休)(必着)

### ▶試験日

【1次試験】10月18日(出)

【2次試験】11月29日(出)

▶任用期間 平成27年度の1年間

▶待遇 本市規定により、埼玉県費負担教職員と同程度の給与を支給します。また、福利厚生は公立学校共済組合埼玉支部、一般財団法人埼玉県教職員互助会に加入します。

▶問い合わせ 同課学校教育改革担当 ☎ 556-8316

